

## 学校法人了徳寺大学 役員報酬規程

〔平成 21 年 12 月 12 日〕  
〔法人規則 第 44 号〕

### (目的)

第 1 条 この規程は、学校法人了徳寺大学の寄附行為に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 2 役員とは、理事及び監事をいう。
- 3 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- 4 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- 5 役員報酬等とは、報酬、退職金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、学校法人了徳寺大学給与規程に基づくものを含まない。
- 6 役員業務上生じた旅費は報酬には含まれず、学校法人了徳寺大学旅費規程を準用する。

### (報酬の額の決定方法)

第 3 条 役員に対しては、報酬を支給するにあたり次の通り決定しなければならない。

- 2 役員報酬は基本額を設定しており、理事会および評議員会の議を経て決定する。
- 3 役員報酬を基本額よりも増額するときは、その功績をより具体的に示し理事会および評議員会の議を経て決定する。
- 4 役員退職金は別に定める学校法人了徳寺大学退職金規程を準用し理事会および評議員会の議を経て決定する。
- 5 新たに就任した役員報酬の基本額は就任後の最初の理事会および評議員会で決定する。

### (報酬の額の算定方法)

第 4 条 役員報酬等の額は、次のとおり算定する。

- 2 理事長の基本役員報酬は年 1200 万円であり、上限は年 2400 万円までとする。
- 3 理事長の基本役員報酬は大学運営を総理し、教育・研究・地域貢献といった大学の使命を達成するにあたり財務および人事の観点から経営を支え、安定的な運営を維持していることといった理事長としての基本業務に対する給与とは別に、運営に関わる一切の責任を負うことによる賠償や、業務を円滑にするための活動費といった点も包括した額とする。
- 4 理事長を除く常勤役員の基本役員報酬は年 24 万円であり、増額の上限は年 96 万円までとする。

- 5 理事長を除く常勤役員の基本報酬は通常の職務とは別に、理事長と共に理事会を運営し、運営への責任を負うことによる賠償や、業務を円滑にするための活動費といった点も包括した額とする。
- 6 非常勤の役員に対する基本報酬の額は理事 5 万円および監事 3 万円とし、これは専門性の高い職種である弁護士、医師の報酬を参考とした。
- 7 非常勤の役員の報酬は理事会の出席により支給される。

(報酬等の支給方法等)

第 5 条 役員の報酬等の支給方法は了徳寺大学給与規程および了徳寺大学退職金規程を準用する。

(退職金の算定方法)

第 6 条 役員の退職金の額は、了徳寺大学退職金規程を準用し算出される。

- 2 役員に対する退職金は連続 2 年以上の役員任期を果たすことで支給される。
- 3 非常勤の役員には了徳寺大学退職金規程に則り退職金は支給されない。

(公表)

第 7 条 この法人は、この規程をもって、私立学校法に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議を経て、別に定める。

(改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成 21 年 12 月 12 日より施行する。
- 2 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
- 3 この規程は、2019 年 6 月 20 日より施行する。
- 4 この規程は、2020 年 4 月 1 日より施行する。